

あなたの生活をサポートします！

理由もなく解雇された

生活が苦しくて
食べる物がない

覚えのない
高額請求がきた

悩みがあって
眠れない

収入が不安定で
先が見えない

多額の借金を
抱えてしまった

仕事がしたくても
見つからない



聞かせて下さい、その悩み。
話して下さい、その思い。

弁護士や司法書士に
相談するお金がない？！
⇒ **民事法律扶助制度**
があります！

民事法律扶助とは・・・
日本司法支援センター（法テラス）が、
経済的に困りの方のために、無料で
法律相談を行い、司法書士・弁護士の
費用の立替を行う制度です。
* 利用できるかどうか要件があります
ので、まずは、ご相談ください。

《**就職ナビゲーターによる
就労相談をご利用下さい**》

時間：10時～16時

※予約制

場所：野洲市役所相談課

ハローワーク職員と相談員が、仕事の紹介や相談、履歴書の書き方、面接等のアドバイスを丁寧に行います。
予約制でお1人様につき1時間ゆっくり話をして頂けます。

まずは気軽に市民生活相談課にご相談ください！！

～あなたの悩み、一緒に解決する方法を探します～

野洲市 市民部 市民生活相談課


〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1

電話：077-587-6063 FAX：077-586-3677

e-mail soudan@city.yasu.lg.jp



～ ヌ 毛 ～




野洲市の報告
～債権管理における課題と取組～

野洲市役所
市民生活相談課・納税推進課

野洲市債権管理条例



制定の背景

- 債権管理条例の必要性
 - 私債権の整理（放棄）の必要性
 - 長期にわたる不良債権の整理
 - 効率的な債権管理体制（一元管理体制）
 - 滞納している市民の状態を総合的に把握
 - 債権管理に必要な知識・経験を蓄積
- 

経緯

- 平成25年12月 ～ 平成27年3月末
 - 野洲市債権適正管理検討プロジェクトチーム
 - 管理及び徴収に係る現状調査、適正管理手法の検討
 - 総務課主導（学校教育課、こども課、住宅課、環境課、上下水道課、市民生活相談課）
 - 滞納者 ≡ 多重債務者（消費生活） ≡ 生活困窮者
 - 市民生活相談課と納税部局の連携
- ⇒生活再建の視点を踏まえた条例 生活困窮者への支援

平成27年4月1日 野洲市債権管理条例等の施行

野洲市債権管理条例

＜市の債権の性格＞

- 公共サービスを支える財源 **税**
- 公共サービスの対価 **料金**

ようこそ
滞納いただき
ました?!

- 滞納の補填はいずれも**税財源**

滞納は
生活状況の
シグナル

- 市民生活を支えるための財源(債権)

市民生活を壊してまでは回収し
滞納を市民生活支援のきっかけ